

(3) 女性自立支援施設

いずみ寮 横田千代子

● 「自立」の意味

女性「自立」支援の「自立」については、利用開始後、日々の生活から始まる。「自分のための生活自立」が中核となっている。その中でも特に「被害回復」からの自立が支援の大きな柱である。被害はさまざまであるが、その被害からどの人も深く心を傷つけられている。被害からの回復として精神的自立への支援は、回復まで長い時間がかかる。しかし、この精神的自立なくして社会的な自立は困難である。多くの事例から生み出した現場の実践報告でもあるといえる。「自立」とは精神的侵害・生活侵害、社会的侵害などからの回復からはじまる自立支援である旨記載してはどうか。

- 女性自立支援施設は法において必置とはされていないが、未設置県に被害者がいないという事はない。現状では民間が機能して補っていると思われる。「どの人にも等しい支援を」ナショナルスタンダードを目指すことを踏まえても、全国に等しく施設が必要と思われる。さまざまな課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難であるような者を含め、困難な問題を抱える女性が安心・安全な落ち着いた環境で被害回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための重要な機能を備えた機関であり、各都道府県に設置されることが義務設置とされることが望ましい旨を記載してはどうか。

● 入所施設の事前見学、情報共有のシステムの導入について

女性自立支援施設への入所決定は都道府県(女性自立支援センター)が行うが、施設への入所決定前に、支援対象者本人が施設を見学し、事前説明を受ける機会を設けるとともに、入所前に何らかの支援を受けていた経緯のある者については、当該支援(入所前の民間団体による支援を含む)の内容を都道府県において十分に把握した上で、当該支援の提供主体と積極的・継続的に連携することを検討することとするほか、入所前、及び入所後においても、支援対象者の意向を丁寧に確認し、施設内で支援対象者が適切な支援を受けられているかどうかも含めて、入所決定を行った都道府県(女性自立支援センター)が継続的に確認する必要がある旨を記載してはどうか。

● 通所利用

女性自立支援施設への通所利用については、現行制度で実施されている「退所者自立生活援助事業」を拡大し、施設退所者だけでなく、地域の困難な問題を抱える女性が、女性自立支援施設に通所し、相談援助(生活、心理、健康、食生活、子育て等)を受け、施設のプログラムへの参加も可能とし、被害からの回復支援をうけられる制度の創設を記載してはどうか。ただし、そのための職員配置についても考慮されたい旨を記載してはどうか。

[ここに入力]

● 女性自立支援施設と民間支援団体との連携

支援が必要な女性たちを抱えている点では、共通な支援課題を持っている。施設は、ソーシャルワークだけでなく、食事の提供、保育、児童への支援等幅広い領域での連携が出来るという施設の強みを生かし、地域移行生活にも関係性を強化し、協働で体制を整えるというた、民間支援団体との連携が有効であることを記載してはどうか。

● 施設利用を広げることにより、入所の窓口を広げる柔軟な機能を開く

この提案は東京から声を上げたために、「東京方式」と呼ばれているが、もとは施設利用者が施設を利用しやすい機能を開き、入所率を上げることにある。東京では試行の段階に入っている。この試行実践が有機的に機能すれば、全国に広げ、「行き場のない・居場所のない」女性たちが速やかに施設利用につながるのではないかと想定している。女性相談支援センターにおける一時保護を経なくとも、女性自立支援施設への入所ができるよう積極的にとりくめるよう可能となるよう都道府県において入所に関する手続を整備する旨を記載してはどうか

● 女性相談支援センターと女性自立支援施設の併設の難しさ

現在、全国に 47 設置されている婦人保護施設であるが、そのうち22施設は、婦人相談所内に婦人保護施設を併設する形をとっている。47施設ある施設の概ね半数の施設が「併設」施設である。この現状をこの時期であるからこそ、機能・役割改革を含め、取り組むべき課題である。現状では併設施設からの自立支援、そのためのサービス提供、地域との連携なども難しく(DV 被害者支援中心)、「期間が長い一時保護」のみに終始している状態にある。利用率も低下している。機能を分離し、中長期的な機能を備える施設を整備する方向を考える。長い間、現状への課題を思考し、女性相談支援センターと女性自立支援施設として再出発するためには、各々別の機能をもつのであるから併設ではなく、独立できるよう整備する旨記載されてはどうか。

● 女性自立支援施設が地域に開かれた支援施設となるために

現在、婦人保護施設は、DV 防止法も根拠法となっている。もちろん DV 被害者も困難な問題を抱える女性であり、女性自立支援施設の対象であることは間違いないが、加害者追跡遮断のために、施設は住所非公開のシェルター機能をもつこととなり、社会への周知、さらに地域に開かれた支援が難しい現状がある。地域の施設が存在しながら入所当事者は地域の生活主体者とされにくい。また、様々な自立に必要な施設への理解、情報公開(施設行事など)、生活機能の展開についても制約を余儀なくされている現状がある。急性期の追跡遮断が必要な利用者が安心して過ごせる専用の公的シェルターの設置を進め、女性自立支援施設は、地域に開きつつ、DV 被害者も生活再建ができるよう整備をする旨記載されてはどうか。

● かにた婦人の村の位置づけと利用について

かにた婦人の村は唯一全都道府県から入所ができる施設である。対象者は知的障害・精神障害があるため、自立生活も困難であることから、長期にひとりひとりの対象

[ここに入力]

者に応じた時間をかけた支援が望まれている。「見捨てない」支援、としては婦人保護施設の最も大事な理念の中核に位置していると言える。全都道府県との契約によるものであるが、現状では15都道府県の利用にしか至っていない。環境的には「被害からの回復支援」特に「性的被害からの回復支援」にふさわしい環境を備えている。全都道府県への周知・情報提供の発信も積極的に行ってゆきたい。それに伴う専門性の強化、専門職の配置なども考慮願いたい。今後、重篤な被害者への支援を想定して、専門的機能(精神医療との連携など)を備えて有効利用できる施設としての活用(建て替え後、回復支援機能強化を視野に入れている)、につなげていける旨を記載されたらどうか

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
有識者会議 骨子案意見

全国婦人保護施設等連絡協議会
会長 横田千代子
2022年12月12日

第3回有識者会議提案事項

● 12月5日付にて送付した分の追加資料

5. 支援内容

(2) 居場所の提供（補足）

◇地域の中に日常、気軽に立ち寄れる場所としての「居場所」の設置は被害からの未然防止にもつながる。自治体・民間・施設、協働の設置が望ましい。居場所を失うのは、若年女子のみではなく、様々な事情により、突然もしくは生活経過の中で居場所を失う中高年の女性たちもいる。「今日一晩泊るところがない」女性たちは安易に宿泊できる場所を求める。SNSなどを使い「泊めてくれる人・場所」を探し、そこで出会う男性から性被害にあう。さらに妊娠している女性においては一層深刻である旨も付加して記載したい。

◇女性自立支援施設の利用

施設は「居場所」と連携して、女性たちの被害からの未然防止の役割を担い、“一晩宿泊”機能を備えることも視野に入れたい。安心・安全の提供から次の支援につなげることが出来る。連携機能を持つことを記載してはどうか。

(3) 相談支援（補足）

これらの暴力等の構造から離れ、安心できる安定的な生活確立し、心身の回復を時間かけて図ってゆく支援は女性自立支援施設の大きな役割であることを追加していただきたい。

(4) 一時保護（補足）

◇一時保護委託先での心理職の介入である。委託されて施設入所に至る母子の多くは、暴力被害による「心の傷・トラウマ」を抱えている。泣いたり、暴れたり、落ち着かなかつたりする。保護期間は長くはないが、心理職が回復治療に介入。子どもの回復は早いという。母親にも介入する。母親は退所後も継続的にメンタルケアが必要な状態にあるが、制度上のシステムが整備されていない。保護期間での出会いではあるが、回復ケアに施設の心理的ケアの介入が必要である旨を記載したらどうか。

さらに、民間団体だけではなく、女性自立支援施設等の一時保護委託施設に

においても、また深夜帯に限らず、施設に緊急に一時保護すべき状況があったときは、たらいまわしになることのない連絡体制の整備が必要であることも追記してほしい。

●一時保護委託施設においても①～⑤と⑥⑦が混在してる状況であるため、方策が必要である

●加害者の追跡がない人については、必要な場合は通勤も配慮する。

‘(5) 被害回復支援（補足）

入所または通所の形で…この後に「生活の中での回復を促進する」…伴奏型としていただきたい。

(6) 生活の場を共にすることによる支援（補足）

この頃は若年に限定せずに、女性自立支援施設における支援についても全文を見直して丁寧書き込んでほしい。障害の支援につながってなかった人の手帳取得など、権利擁護・権利回復の支援を生活支援の中で行うことも重要なので触れてほしい。

養育環境の中で両親との関係が悪い人（虐待・暴力等）は、本来習得できることも生活の中で学んでない。施設の生活の中で少しずつ取り戻すことが出来るようになる。

(8) 自立支援（補足）

項目に「女性自立支援施設」を立てても良いのでは？

女性自立支援施設を活用する場合は「日用品購入費」の保障も必要。

(9) アフターケア（補足）

◇地域自立後のメンタルケアの必要性である。現状の制度の中には記載がないが、心理職などの定期的に面談・治療などを受けてきた退所者が、退所後も継続してメンタルケアを受けに来られることができる旨を記載したらどうか。

6. 支援の体制

DV以外の広域利用についても、全国的な基準を定めて促進してほしい。（施設のない県が他県の施設を使う。特徴ある施設を他県からも利用するなど）

(1) 三機関の連携体制

三機関は支援体制の主軸に位置する。全国の民営施設長会では、現状でも女性相談センターと女性自立支援施設の連携がスムーズにっていないとの報告を受けている。機関が機能していない実態があるという事である。「売春防止法」時の機関から解き放たれなくてはならない。この現状を解き、三機関による連携を中核において理念に基づいた支援体制が組まれるべきである。当事者が中心に置かれているか、常に検証が求められる。必要とする

当事者が納得できる支援実践を行うことが重要な機能であるが、今まで三機関の関係構築が積極的になされてこなかった。定期的に事例を通して、社会的ニーズの把握、それに伴う各機関の動きなど、全国の状況把握も含めて機能する必要性が求められる。三機関の連携がさらに民間団体を含めた支援調整会議に発展してゆく流れを期待したい。

(2) 民間団体との連携

東京では女性自立支援施設に民間団体からの入所が増えているが、全国的な動きにはつながっていない。民間団体が少なく、団体との関係が出来ていない県の実態がある。全国どこにでも生きづらさを抱えた若年女子の存在はある。他県への情報提供を含め、実践レベルまで引き上げられるような体制整備の強化が求められる。また、施設入所後も、「人」との関係を大事にし、当事者にとって民間団体との関係も継続的にできるよう、関係者間で共有していく旨を記載したい。

(3) 関係機関との連携体制

障害・年齢・疾病・暴力・性的被害など対象者は多岐にわたることを踏まえ連携は大事であるが、さらに機関の背景にいる資質・専門性の高い人材と出会えるかは大きな課題である。関係する機関が専門性をもって対象者理解を深め、資質向上に向けて研鑽することが求められる旨を記載したい。

(4) 配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性

2001年DV防止法が出来てから「婦人保護施設」は秘匿体制に入り地域との共通行事など閉鎖したところも多い。新法は広く困難な問題を抱える女性を支援する施設として機能してゆくことが求められている。機能を分けて通学も可能にし、対象者ニーズへの対応を優先する旨、記載したい。

7. 支援調整会議

新法の大きな特徴でもある協働・連携ですが、特に民間との協働・連携の強化は他県では慣れていない事項なので、お互いが理解しあえるまで丁寧な関係性の構築が求められます。また、形だけではなく、それぞれに関わる機関の担当者が重要です。担当者が当事者理解をしっかりと持って対応に望む意識が必要です。状況に応じて関係者を巻き込んで（特に児童関係機関・障害者関係機関など）行ける会議にしたいです。さらに機関ごとに高い専門性が求められます。最終的に対象者のニーズに生かされるように記載してはどうか。

8. 教育・啓発

対象者の背景には性的な被害があります。しかも幼いころからの被害も深刻です。まさに「人権侵害」です。遅れている性教育の問題が被害を生んでいます。ぜひ、「性教育」を小学校から進めていただきたい。現場から啓発活動として出向く機会をプログラムしていただきたい。被害の回復に至る支援に触れると、被害が如何に残酷であるか、また回復に多くの時間を費やすほど、人生のダメージが大きい。教育を必要とする意義について強く要望したい旨を記載してはどうか。

9. 人材育成

困難な問題を抱える女性たちは複雑・複合的な課題をかかえている。また、その課題は「個別的」であり、その個々の状況に見合った支援が求められている。特に精神医療的な問題や暴力被害などの問を抱えている対象者には専門的スキルが必要であり、そのための研修が欠かせない。人材育成は対象者の権利侵害への対応でもあるという事を記載してはどうか

10. 調査研究等の推進

定義にも付された「性的被害」については最も支援困難な状況を示している。この実態を明らかに、さらに「回復するための専門的支援」については全国で統一された指針もない。地域格差が多いのが現状である。しかし、被害当事者は「どこにいても平等な支援を受ける権利を有している」調査し、課題が全国的であることを把握し、法の定義を実践に生かす形を整える。

切れ目のない継続的支援の必要性

退所した当事者の方も回復支援を継続できるよう、制度化が欲しい。民間団体などとの連携をする心理職員の配置も予算化されたことを記して

活用できれば、入所措置に関わらない場合でも利用できる旨を記載したい。

11. 基本方針の見直し

売春防止法による名残が踏襲されていないか、常に検証して評価につなげたい。

課題提起

●併設施設の問題 公立公営の施設 22 施設

公立民営 9 か所 民立民営 16 か所

民営施設長会 (11/1 現在) 利用率 39.5%

公立公営施設は利用者がゼロが多いために47施設の平均を出すとかなり下がる

●任意設置の問題 全国義務設置へ

◇未設置県 7県（青森・奈良・富山・鳥取・島根・高知・熊本）

◇休止県（岡山）

*未設置県に女性自立支援施設の設置を願いたい

●機能が2分化されている施設の問題（保護機能・自立支援機能）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（自立支援）

「配偶者者暴力防止法」（保護機能）

政令・省令

政令の背景にある意識の共有

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定に伴い、その基本理念に基づき、社会によって女性ひとりひとりの人権擁護が尊重され、安心安全に生活できるような取り組みが実践され、さらに男女平等なる社会の構築に向け、困難な問題を抱える女性が法によって支えられるものであることを関係する都道府県・自治体の各機関・諸団体と共有したい。

●政令・省令に向けた留意点

1. 66年ぶりに改正された売春防止法に変わって制定された法律

「売春防止法」からの脱却とやってきたが、新法になって売春防止法の名残は消えているのであろうか。売春防止法による広い概念の中にあつた「女性差別的な視点」はどうであろうか。「売春」という言葉の偏見に対して社会的認知はどうであろうか。「新法」が制定されたこの時点で、全ての中に「売春防止法」から脱却しているか検証しなければならない。

2. 「女性の人権」が新法に明記された。新しい法律の「魂」が対象者に確実に届くものでなければ「女性の人権」は、生かされない。

2. 政令を通じて理念を実現するための今後の留意点

① 多様な支援を包括的に提供する体制整備

包括的な体制の整備は？

② 関係機関・民間団体による切れ目のない支援

関係性の整備…ともいえる？切れ目のない支援

③ 人権擁護を図るとともに男女平等の実現

人権擁護が阻まれてきた要因となるものは何か

●政令について

女性相談センターに関する政令について

<女性センター所長の資格要件>について

◇女性センターの所長は新法施行の中核的存在になる人材です。資格と同時に任期も考慮頂きたい。概ね2年で移動になってしまう。継続的な関係性の構築、支援ができない。

◇女性相談センター所長の前歴はバラバラ（女性支援とは関係のない立場から移動してきた方もありました。「要保護女子」ってなんですか？と聞かれ

たこ

ともあり、愕然としました。

●省令について

◇法律にかかる省令についても、始めに理念を盛り込んだ文章を付記する。

◇社会福祉法にかかる省令

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）

問題点；売春防止法によるものが現存、大きな改革が必要

1) 第2条 基本方針の見直し

全文見直し

(安全計画の策定等)

第6条 指導という表現

(苦情への対応)

第7条2 婦人相談所からの指導・助言

(職員)

第8条 入所者を指導する職員

(施設長の資格要件)

第9条 施設長は運営する能力と熱意を有するもの

1～3 書き直し*施設長の専門性の強化

(居室の入所人員)

第11条

検討； コロナ隔離室 職員休憩室

第12条 原則として4人以下とする

*個室化対応を原則とする

(自立の支援)

第13条 1～4 *すべて見直し(売春防止法からの脱却)

●表現だけの問題ではなく、売春防止法による管理的な生活支援・自立支援である。当事者を真ん中において、個々のニーズに見合った支援を当事者と共に考えていくべき、重要な事項である

1 就労及び生活に関する指導

2 指導・援助ではない

- 3 起床・就寝・食事・入浴・日常生活——規程に基づく
まさに生活を管理していたのである。
- 4 「自立促進計画⇒「自立支援計画」
「促進」ではなく個人のペースに合わせた「支援」計画であらねばならない